お客様各位

２０２６年１月吉日

株式会社阪急阪神ホテルズ

京都市宿泊税の変更について

京都市では２０２６年３月１日から、以下の通り宿泊税の課税対象となる宿泊料金・税額が変更となります。

宿泊税率

宿泊料金（1 人 1 泊につき）	税　　率	
	現　　行	改　正　後
6,000 円未満	200 円	200 円
6,000 円以上 20,000 円未満		400 円
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円	1,000 円
50,000 円以上 100,000 円未満	1,000 円	4,000 円
100,000 円以上		10,000 円

※宿泊税の課税額は1名様1泊の宿泊料金に対する税額です。

※宿泊契約や宿泊代金等の支払いの日付にかかわらず、２０２６年３月１日の宿泊から適用されます。

●課税対象となるもの

・宿泊料金および宿泊料金に加算されるサービス料

※宿泊料金は、食事料金などを含まない、素泊まりの料金を指します。

●課税対象外のもの

・消費税等に相当する金額（消費税、地方消費税、入湯税などの租税一般）

・宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、会議室の利用、電話の利用などにかかる料金）

＜参考＞

京都市の宿泊税について、詳しくは京都市のホームページをご覧ください。

https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000236942.html